

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	10 件

## 京都国民年金 事案 2062

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、会社を退職後、A県B市役所で国民年金の加入手続を行い、C市へ転居した後に、申立期間の保険料を納付した記憶が有る。申立期間が未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる上、申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立期間の保険料は納付されたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年9月1日に、同社C所における資格取得日に係る記録を同年9月1日にそれぞれ訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日は平成元年7月5日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月26日から同年10月1日まで  
② 平成元年7月4日から同年7月5日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、①A株式会社C所で勤務していた期間のうち昭和39年9月26日から同年10月1日までの期間及び②同社B工場で勤務していた期間のうち、平成元年7月4日について加入記録が無いことが分かった。同年7月5日に同社D所に異動したため、当該期間についてはB工場に勤務していたことは間違いなく、同工場における資格喪失日が4日になっているために、以後の妻の国民年金第3号被保険者期間が未納期間として取り扱われることは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社に保管されている「労働者名簿」の記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B工場から同社C所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記「労働者名簿」においてA株式会社B工場から同社C所への発令日が昭和39年9月1日と記載されていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人のA株式会社C所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年10月の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日及び資格取得日を誤って届け、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していない旨を認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、A株式会社B工場から同社D所への異動日は平成元年7月5日であり、同年7月4日に同社B工場において資格喪失しているのは誤りである旨を主張している。

一方、A株式会社に保管されている「労働者名簿」の記録から、申立人が申立期間②において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、前出の「労働者名簿」の記録では平成元年7月1日付けで異動が発令されているが、A株式会社の人事担当者は、「人事異動は、辞令の発令日から10日以内に異動することになっており、実際の異動日は平成元年7月5日と思われる。」と供述している上、申立人の妻が所持する「家計簿」において、「7月4日Bおわり、7月5日D出勤」とする記述があることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日は平成元年7月5日と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B製作所における資格取得日に係る記録を昭和58年6月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月7日から59年4月16日まで  
昭和56年12月7日から平成4年6月15日まで、A株式会社B製作所に継続勤務していた。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社B製作所から提出された申立人の在籍証明書、企業年金基金の記録及び雇用保険の記録により、申立人が同事業所において継続して勤務していたことが認められる。また、同事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していた旨回答していることから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A企業年金基金から提出された「加入者記録票」の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日が昭和58年6月7日となっていること、及び同資格取得届における資格取得日が59年4月16日となっていることから、事業主が同日を

資格喪失日及び資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る 58 年 6 月から 59 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を93万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月5日

A株式会社で平成18年7月5日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人に係る賃金台帳の記録により、申立人は申立期間について93万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を93万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月5日

A株式会社で平成19年7月5日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人に係る賃金台帳の記録により、申立人は申立期間について93万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から47年2月までの期間、50年1月から51年2月までの期間及び52年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から47年2月まで  
② 昭和50年1月から51年2月まで  
③ 昭和52年4月から54年3月まで

平成21年10月2日現在の被保険者記録照会回答票では、国民年金加入月数が合計411か月であるのに、納付済月数が372か月とされている。申立期間の国民年金保険料は両親が納付しているはずであるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を申立人の両親が納付しているはずであると主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内すべてについて婚姻前の氏名である「B（漢字）」及び「C（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年8月に婚姻後の氏名によりD市で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点で、納付可能な昭和54年度及び55年度の国民年金保険料が過年度納付されていることが特殊台帳により確認できるものの、申立期間①、

②及び③は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立人の両親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、オンライン記録により、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から59年2月までの期間、62年1月から同年3月までの期間及び平成4年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年5月から59年2月まで  
② 昭和62年1月から同年3月まで  
③ 平成4年5月から同年12月まで

申立期間①については、20歳になったので昭和56年\*月ごろA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間②及び③については、失業期間であったため国民年金に再加入した。申立期間の国民年金保険料は納付書で毎月納付した。申立期間が未納となっていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年\*月ごろA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付書で毎月納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であり同手帳記号番号払出簿検索システムによりB県内すべてについて「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金の記録管理は平成9年1月1日に導入された基礎年金番号によって行われており、申立人の国民年金被保険者資格取得日は16年12月21日とされていることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年

金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から平成8年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年12月から平成8年5月まで

昭和49年11月\*日に結婚し、同年12月9日に夫と一緒にA市役所へ国民年金の加入手続に行った際、夫の分は2年さかのぼって国民年金保険料を納付したが、自分の分は1か月分だけの納付だったと思う。その後は夫が納付してくれていたはずである。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年12月9日にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには国民年金手帳記号番号の払出しが必要であり同手帳記号番号払出簿検索システムによりB県内すべてについて「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続は、厚生年金保険被保険者期間の資格喪失日である平成10年6月16日を新規資格取得日として、18年4月3日に行われていることがA市の「国民年金各種届」により確認できることから、申立内容とは符合しない。

さらに、申立期間の国民年金被保険者資格は、未統合であった厚生年金保険被保険者期間が判明したことに伴い、平成18年5月15日に国民年金の強制加入期間として追加処理されたものであることが、オンライン記録により確認できることから、その時点まで、申立期間は国民年金の未加入

期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人の夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から52年10月まで  
20歳になったころ、両親がA県B市役所で国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったころ、申立人の両親がB市役所で国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号の払出しが必要であり同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内すべてについて、旧姓である「C(漢字)」及び「D(カナ)」で検索したが、申立期間において同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」は平成6年3月27日と記載されていることが確認でき、このことは、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方

で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年11月まで

私は、昭和60年11月ごろA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、妻が同市役所から郵送されてきた納付書により62年秋にまとめて納付した。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年11月ごろA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、同市役所から郵送されてきた納付書により申立人の妻がまとめて納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、昭和62年8月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立人が所持する年金手帳において「初めて被保険者となった日」は「昭和61年12月1日」と記載されており、A市の国民年金被保険者名簿の記載とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しな

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から50年3月まで

私の国民年金については、昭和52年5月ごろ、妻がA区役所B支所で加入手続を行った。その際、担当者に「今なら10年さかのぼって国民年金保険料を納付できる。」と言われ、金額を計算してメモに書いてくれたので、すぐに近所の郵便局で貯金を引き出して、同支所で納付した。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年5月ごろ、申立人の妻がA区役所B支所で国民年金の加入手続を行った際、10年さかのぼって国民年金保険料を納付できると言われ、申立期間の保険料を同支所で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認されるものの、国民年金加入時点で、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、C市では国民年金の加入届を受け付けた際、納付可能な2年度分の過年度保険料の納付書を発行して納付勧奨することが通例であり、申立人については、昭和50年4月から52年3月までの保険料が過年度納付(50年4月から51年6月までについては、厚生年金保険との重複納付により、後に還付済み)されたことが特殊台帳及び領収済通知書により確認できる

ものの、申立期間については確認できない上、同市では、国庫金である特例納付の保険料を取り扱っておらず、申立人が主張する保険料額は、申立期間の保険料をその後に実施された第3回目の特例納付により納付したとした場合の保険料額とも大きく相違する。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から57年4月まで

私は、昭和47年3月ごろにA県B市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、毎年送られてくる納付書で毎月納付していた。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月ごろにB市役所で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(\*)は、昭和57年5月6日にB市において払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人は同日に任意の被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人にはA県C市において昭和45年9月に国民年金手帳記号番号(\*)が払い出されていることが同手帳記号番号払出簿検索システムにより確認できるが、学生のため、申立期間前の同年11月2日に取り消されていることが、同市の国民年金被保険者名簿により確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 2180 (事案 412 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 1 日から 42 年 1 月 10 日まで  
② 昭和 46 年 4 月 1 日から 58 年 8 月 31 日まで

第三者委員会から申立期間の記録訂正が認められないとの通知を受けたが、新たな資料は無いものの、株式会社Aに係る申立期間①及び株式会社Bに係る申立期間②を上記のとおり訂正の上、再申立てする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、株式会社Aは平成8年に解散しており、当該事業所の元役員は、「当時の関連資料を保管していない。」と回答しているため、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できない上、当初の申立期間のうち、昭和42年1月10日から同年9月30日までの期間については、C株式会社及びD株式会社において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できること、また、申立期間②に係る申立てについては、株式会社Bの事業主は、「当時の関連資料を保管していない。」と回答しているため、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できない上、当時の役員は、「申立人は厚生年金保険の加入を辞退していたと思う。」と供述していることから、当該事業所において、申立人に係る厚生年金保険の加入手続がとられていなかった可能性があること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出していないが、申

立期間①について、昭和40年9月1日から42年1月10日までに、申立期間②については、46年4月1日から58年8月31日までに訂正している。

そこで、今回の申立てについて、前回の調査を踏まえ、申立期間①について、再度株式会社Aの元役員に照会したが、申立期間当時の資料も無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることはできない。

また、申立期間当時、株式会社Aに勤務していた複数の同僚に照会したが、申立内容を確認できる供述を得ることができない。

申立期間②について、再度株式会社Bの事業主に照会したが、申立期間当時の資料も無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることはできない。

また、申立人が記憶している複数の株式会社Bに係る関係者に照会したが、申立内容を確認できる供述を得ることができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 21 日から 41 年 4 月 20 日まで

私は、昭和 40 年 5 月 21 日から 41 年 5 月 15 日まで A 株式会社に継続して勤務したのに、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の被保険者記録が空白となっているとの回答を受けたので、再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間のうち、昭和 40 年 7 月 21 日から 41 年 5 月 15 日までの期間において、A 株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかし、事業主は、「当該事業所は事務所を 3 回移転し、当時の資料は保管しておらず、当時のことを知っている従業員もいないため、何も分からない。」と回答している上、当時の経理担当者も既に死亡しているため申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時、A 株式会社に勤務していた元同僚に照会したが、複数の同僚は申立人を記憶しているものの、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、上記同僚 4 人のうち、3 人については、「記憶する入社時期よりも厚生年金保険資格取得時期が遅い。」と回答している上、そのうちの 2 人の雇用保険の記録を調査したところ、雇用保険の加入から数か月遅れて厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間当時、A

株式会社においては、すべての従業員について入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年2月17日から30年6月12日まで  
② 昭和30年6月12日から32年2月14日まで

私は、申立期間①においては株式会社Aで、申立期間②においては有限会社Bで勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名が記載されていることから、申立人が申立期間①において、同事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、上記名簿において、氏名が記載されている701人のうち申立人を含む685人については、健康保険の整理番号は記載されているものの、厚生年金保険被保険者台帳記号番号は記載されていないことが確認できる。

このことについて、申立期間①当時、株式会社Aで勤務していた複数の従業員に照会を行ったところ、当時の職種が事務職であったと回答している者については、上記名簿において厚生年金保険被保険者台帳記号番号の記載があるが、申立人を含め当時の職種が現業従業員であったと回答している者については、いずれも同番号の記載が無いことから、同事業所は、申立人を含む現業従業員については、健康保険のみ加入させる取扱いであったことがうかがえる。

また、商業登記簿謄本の記録から、株式会社Aは、昭和30年11月30日に解散していることが確認できるほか、オンライン記録によると、同事業

所は、32年3月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は所在不明であるため、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

申立期間②について、申立人が勤務していたとしている有限会社Bについては、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、有限会社Bに係る商業登記簿謄本の記録から、同事業所は既に解散していることが確認できるほか、同事業所の代表取締役及び取締役は既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、有限会社Bの監査役に照会を行ったものの、同事業所に係る記憶は無い旨の回答をしており、申立内容について確認することはできない。

加えて、申立人は、有限会社Bにおける元同僚の氏名について、苗字のみの記憶のため、所在を確認することができず、供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 6 日から 44 年 1 月 4 日まで

私は、前職のA株式会社を退職後、すぐにB県のC商店（後のD株式会社）に勤務した。厚生年金保険は昭和 43 年 12 月からの加入と思っていたが、記録では翌年の 44 年 1 月 5 日からとなっている。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C商店の申立期間当時の事業主は死亡しており、後の事業主である長男は、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、昭和 62 年に会社は倒産し、当時の関係資料は残っていない旨を供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時、C商店に勤務する元同僚に照会したが、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは記憶しているが、厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることはできない。

さらに、上記長男は、「女性社員は継続して勤務可能かどうかの様子を見てから社会保険の手続をしていたと思う。」と供述している上、複数の元同僚は、自身が記憶する入社時期よりも厚生年金保険加入時期が遅いことが確認できることから、申立期間当時、当該事業所においては、必ずしもすべての従業員について入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人の雇用保険加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致

していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 11 月 1 日から 22 年 2 月まで

私は、昭和 18 年 12 月に A 学校を卒業後、B 株式会社に就職した。昭和 19 年 1 月 7 日から C 研究所に配属され勤務した後、同年 5 月 22 日から D 製作所に異動し、E 工場及び事務所で 22 年 2 月ごろまで勤務した。しかし、オンライン記録では 20 年 11 月 1 日までとなっているので調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、終戦後、B 株式会社 D 製作所（現在は、F 株式会社 G 製作所）に勤務していた時に、二度正月を迎えた記憶があるので昭和 22 年 2 月まで勤務していたと主張している。

しかし、F 株式会社は、「申立人の在籍記録は、弊社には無く、当時の社会保険に係る資料もすべて現存していない。」と回答があり、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚全員が所在不明等により、申立人に係る供述を得られない上、B 株式会社 D 製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立期間に在籍した複数の同僚からも、申立人の正確な退職時期についての供述を得ることができない。

さらに、昭和 21 年 3 月 1 日に書き換えられた B 株式会社 D 製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者番号の前後の同僚が厚生年金保険の資格を再取得していることが確認できるが、申立人の名前は見当たらず、健康保険の番号は連続しており欠

落は無いことから、申立人は同年3月1日には同社に在籍していなかったことが考えられる。

加えて、F株式会社G製作所の社史によれば昭和21年2月に労働組合の結成大会が行われ、結成直後には23日間にわたるストライキが行われているが、このことについて申立人に照会したが、具体的に記憶していない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 1 日から 44 年 8 月 7 日まで

私は、A商店（昭和 46 年 3 月 2 日から株式会社B）が法人になった昭和 42 年 2 月 1 日の時には、既に社員として営業部で勤務していた。当時の株式会社B発足記念祝賀会の写真にも私が写っている。その当時の給与明細書は持ってないが、保険料を控除されていたと思う。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間にA商店に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の事業主（申立人の実兄）は、「申立人は厚生年金保険に加入していたと思う。しかし、会社は解散しており、当時の資料は一切残っていない。また、当時の事務は総務部社員に任せていたので、厚生年金保険の保険料控除については分からない。」と回答しており、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当時当該事業所において社会保険事務を担当していた同僚は、死亡及び病気で供述を得ることができず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、申立期間に勤務していた申立人の2人の親族は、厚生年金保険の被保険者資格取得日が、昭和 44 年 9 月 1 日と 46 年 4 月 1 日であり、入社日より遅いことから、当時当該事業所においては、申立人を含む事業主の親族について、入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いでなかつ

たことがうかがえる。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号払出簿では、申立人の資格取得日は昭和44年8月7日になっており、オンライン記録と一致している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 14 日から 54 年 11 月 17 日まで  
私は、A社（現在は、有限会社B）に昭和 50 年 10 月 1 日から平成 9 年 8 月 26 日まで、途中退職することなく勤務していた。厚生年金保険の記録が昭和 51 年 12 月 14 日から 54 年 11 月 17 日まで途切れているのはおかしい。A社が、厚生年金保険料を払ってないわけが無い。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間に当該事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、有限会社Bは、「申立期間当時の資料が無く、厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している上、当時の事業主も申立期間当時のことを記憶しておらず、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時の同僚は、「A社は、従業員が5人未満になったので厚生年金保険を脱退したのではないか。」と供述している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人を含む4人の被保険者全員が昭和 51 年 12 月 14 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立期間当時の同僚は、「厚生年金保険に入っていたが、国民年金に変えると言われたので国民年金の保険料を自分で払った。」と供述しており、上記の4人のうち、申立人以外の3人は、申立期間に国民年金に加

入し、同保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 1 日から 51 年春ごろまで  
私は、昭和 48 年 2 月 1 日から 51 年春ごろまで株式会社A（飲食業）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、株式会社Aに係る事業主及び元従業員の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Aの事業主に照会したところ、「申立人が申立期間において勤務していたことは確かであるが、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 58 年からであり、申立人の申立期間においては厚生年金保険料を給与から控除していない。」と回答しているため、申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、上記元従業員に照会したところ、「申立人が勤務していたことは知っているが、申立期間当時当該事業所は厚生年金保険に加入していなかったため、私は国民年金に加入していた。」と述べている上、当該従業員についても申立期間において厚生年金保険が適用されていたことについて確認することができない。

さらに、オンライン記録において、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 58 年 2 月 9 日であり、申立期間当時当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としては確認できない。

加えて、株式会社Aにおける申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記

録は確認できない。

また、申立人は、昭和 48 年 1 月 21 日に国民年金に加入し、申立期間は国民年金保険料を全額納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 2 日から同年 11 月 30 日まで  
所持している年金手帳には、申立期間の 7 か月間、A 病院で厚生年金保険料を支払っていたと記入されている。この期間は短期間の研修だったので、責任者と健康保険や年金をどうするか話し合い、厚生年金保険に加入していたことを記憶しているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び「A 病院 B 記念誌」の医師名簿により、申立人が申立期間において A 病院に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 病院は、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料を保管していないため、当時の状況は不明である。」と回答している上、上記の複数の同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる供述や関連資料を得ることができない。

また、申立人は、所持する年金手帳（厚生年金保険・船員保険の記録のページ）に申立期間に係る厚生年金加入記録が記載されており、厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、同ページは備忘録として使用するためのページである上、B 記念誌の医師名簿により確認できる申立期間に係る同僚についても、厚生年金保険被保険者となっている者はみられず、A 病院が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年 4 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 2189 (事案 198、事案 1118 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 22 日から 40 年 12 月 21 日まで

i) A 社会保険事務所(当時)では、脱退手当金裁定請求書の用紙は、各企業に渡していた用紙と本人に渡す用紙は区別されていた。本人に渡す用紙には、「B市A区」、「株式会社」のハンコを押していた。企業用にはハンコを使用していない。このことは、C 郵便局員、社会保険事務所職員から確認している。

ii) 社会保険事務所職員は、私の用紙には、小切手金額のみであるので、申立てするように勧めてくれた。

iii) 金融機関名が記載されていない場合、本人に連絡を取り、指定する金融機関が無い場合でも、D 市内在住者なら市内の金融機関を指定し、市外の金融機関を絶対指定しないとの証言を得ている。

iv) 私の場合は、脱退手当金の支給決定時又は支給決定後間もなく、国民年金に加入し、保険料を納付している場合に該当する。

v) 私が依頼もしていないので、社会保険代弁会は関係していないと思っている。

### 第3 委員会の判断の理由

前々回の申立てについては、i) 事業所に照会した結果、当時、社会保険関係の業務を社会保険代弁会に委託していたと回答していることから、社会保険代弁会が、代理請求したものと考えられること、ii) 脱退手当金裁定請求書から、申立人の当時の住所地の近くのC 郵便局において脱退手当金が支給されたものと推認されること、iii) 申立人の被保険者名簿には、脱退

手当金の支給を意味する「脱手」の表示が有るとともに、脱退手当金裁定請求書に記載されている一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 9 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

前回の申立てについて、申立人は、i) 同一事業所に勤務していた申立人の夫は脱退手当金の請求が行われていないことから、申立人についても請求が行われていないこと、ii) 当該郵便局の所在地を承知していないこと、iii) 一連の事務処理は社会保険事務所関係者であれば作成することは可能であるなどとして、再申立てを行ったが、再申立内容は脱退手当金の支給自体を疑わせる事情とは考え難いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再々申立内容は、これまでの申立内容と同様であり、脱退手当金の支給自体を疑わせる事情とは考え難いことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。